

令和7年 第1回松田町議会定例会 会議録 (第5日目)

令和7年3月13日 午後1時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	北村和士	2 番	武尾哲治	3 番	吉田功
4 番	中津川定雄	5 番	秋田谷光彦	6 番	古谷星工人
7 番	平野由里子	8 番	田代実	9 番	井上栄一
10 番	南雲まさ子	11 番	飯田一	12 番	寺嶋正

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 14人

町 長	本山博幸	副 町 長	田代浩一
教 育 長	野崎智(欠席)	会計管理者兼出納室長	中津川文子
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	参事兼総務課長	早野政弘
安全防災担当室長	鎌田将次	税 務 課 長	山岸裕子
町民課長兼寄出張所長	堀谷恵子	福 祉 課 長	宮根正行
子育て健康課長	渋谷昌弘	観光経済課長	遠藤洋一
まちづくり課長 兼駅周辺事業推進担当室長	柳澤一郎	環境上下水道課長	渋谷好人
教 育 課 長	椎野晃一	—————	—————

4. 出席した議会事務局書記 2人

参事兼議会事務局長	石井友子	書 記	島 秀明
-----------	------	-----	------

5. 議事日程

日程第1 議案第2号 松田町鳥獣被害対策実施隊設置条例(産業厚生常任委員会報告)

- 日程第 2 議案第 5 号 松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（産業厚生常任委員会報告）
- 日程第 3 議案第 27 号 松田町寄地域活性化拠点施設の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会報告）
- 日程第 4 議案第 18 号 令和 7 年度松田町一般会計予算（一般会計予算審査特別委員会報告）
- 日程第 5 議案第 24 号 令和 7 年度松田町上水道事業会計予算（上水道及び寄簡易水道事業会計予算審査特別委員会）
- 日程第 6 議案第 25 号 令和 7 年度松田町寄簡易水道事業会計予算（上水道及び寄簡易水道事業会計予算審査特別委員会）
- 日程第 7 議案第 19 号 令和 7 年度松田町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第 20 号 令和 7 年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第 21 号 令和 7 年度松田町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 10 議案第 22 号 令和 7 年度松田町用地取得特別会計予算
- 日程第 11 議案第 23 号 令和 7 年度松田町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 12 議案第 24 号 令和 7 年度松田町下水道事業会計予算
- 日程第 13 同意第 1 号 人権擁護委員の推薦について
- 追加日程第 1 発議第 1 号 「氏姓の選択可能な婚姻制度」の法制化を求める意見書の提出について
- 日程第 14 報告第 1 号 専決処分の報告について（松田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 15 報告第 2 号 専決処分の報告について（松田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 16 各種委員会委員等の諸般報告
- 日程第 17 委員会の閉会中の継続審査申出書

6. 議会の状況

議 長 皆さん、こんにちは。松田町議会定例会本会議 5 日目を迎え、議員各位には

定刻までに御参集いただき、御苦労さまです。

神静民報社より写真撮影、録音、タブレットの使用、議会事務局から録音の申出があり、許可をしておりますので、御承知おきください。

会議に先立ち皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付してありますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中12名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1「議案第2号松田町鳥獣被害対策実施隊設置条例（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長 古谷星工人君。

産業厚生常任委員長 それでは報告いたします。令和7年3月11日、松田町議会議長 平野由里子殿。産業厚生常任委員会委員長 古谷星工人。

産業厚生常任委員会報告書。本委員会は、令和7年3月11日、委員6名全員出席のもと、役場4階大会議室において委員会を開催し、令和7年第1回議会定例会において付託された議案第2号松田町鳥獣被害対策実施隊設置条例を慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で別紙のとおり原案の一部を修正可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。観光経済課長及び担当職員出席のもと、県内市町村で初の条例となる松田町鳥獣被害対策実施隊設置条例について、条ごとに趣旨などの詳細な説明を受け、質疑を行い、県内市町村の実施隊設置状況などの詳細説明を受けました。また、神奈川県猟友会足柄上郡支部長及び同寄支部長を参考人

として本委員会へ出席を要請し、鳥獣被害対策実施隊の組織及び任命や報酬、手当などについての意見を聴取し、慎重に審査しました。

審査の結果、本議案は地域の営農活動の維持や住民が安全に暮らすために必要な条例であると判断しました。なお、本条例を運用する際の詳細については、規則等で規定されたい。

次ページになります。別紙。議案第2号松田町鳥獣被害対策実施隊設置条例に対する修正案。議案第2号松田町鳥獣被害対策実施隊設置条例を次のように修正する。

第6条の見出しを「(任務)」に改め、同条第1項中「勤務日」を「出動日」に改め、「勤務条件」を「出動条件」に改め、同条第2項中「隊員」を「隊長及び副隊長」に改める。

第9条中、「全国町村会」を「全国町村会総合賠償補償保険」に改める。

以上です。よろしくお願いします。

議長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。

1 番 北 村 この条例なんですけれども、隊員が町内・町外で金額のほう分かれていると思うんですけれども、ここら辺の辺りについてですね、猟友会の方々に来られてお話し伺ったということですので、どのような御意見だったのかというようなところと、どうしても少し前はイノシシ、シカだったんですけれども、最近クマという話も出てきて、こういうところから考えると、この金額が妥当なのかというようなところはあると思うんですけれども、そのことについて猟友会の方からどのような意見だったのかというようなところをお聞かせ願えればと思います。よろしくお願いいたします。

6 番 古 谷 それでは、今の質問にお答えします。まず、町内・町外の出動手当の関係ですけれども、町内の方は地理、地形に非常に詳しいということと、あとは当日現場ですね、一応指揮をしまして、配置等を決めるということがあります。それから、猟に経験が豊富ということであること、また地元の方がですね、犬をやっぱり連れてこられる。そういうこともあります。それと、あとはわなの見回りがありますし、緊急のときの対応もやっぱり地元の人になりますので、こ

の辺の差は妥当ではないかというようなことです。

あと、ツキノワグマとかそういうのがありますが、今回危険手当が指定されておりますので、その辺で理解いただきたいと思います。以上です。

1 番 北 村 ありがとうございます。町内・町外というよりは、役割の違いとか、犬とかでそのための準備とかというようなところで、それが一応分かりやすい合理的な分け方が町内・町外という分け方だったということで認識いたします。ありがとうございます。御納得されているんだったら、それでよかったなと思います。よろしくお願ひ…ありがとうございます。以上です。

議 長 ほかに質疑ありますか。ございませんか。

質疑がなければ、討論に入ってよろしいでしょうか。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。採決は2回行います。本案の委員会報告は修正案可決でありますので、まず委員会の修正案について1回目の採決を行い、その次に修正議決した部分を除く原案について、2回目の採決を行います。ただし、修正案が否決されたときは原案について採決いたします。

では、まず委員会の修正案について採決いたします。委員会の修正案に賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第2「議案第5号松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（産業厚生常任委員会報告）」を議題と

いたします。

本案については、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長 古谷星工人君。

産業厚生常任委員長 それでは報告いたします。令和7年3月11日、松田町議会議長 平野由里子殿。産業厚生常任委員会委員長 古谷星工人。

産業厚生常任委員会報告書。本委員会は、令和7年3月11日に委員6名全員出席のもと、役場4階大会議室において委員会を開催し、令和7年第1回議会定例会において付託された議案第5号松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。審査の結果、議案第5号松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、適切なものであると判断しました。以上です。

議長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第5号松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は可決です。議案第5号松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の

報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議 長 日程第3「議案第27号松田町寄地域活性化拠点施設の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については、総務文教常任委員会の審査報告を求めます。委員長 南雲まさ子君。

総務文教常任委員長 松田町議会議長 平野由里子殿。総務文教常任委員会委員長 南雲まさ子。総務文教常任委員会報告書。本委員会は、令和7年3月12日に委員6名中全員出席のもと、役場4階大会議室において委員会を開催し、令和7年第1回議会定例会において付託された議案第27号松田町寄地域活性化拠点施設の指定管理者の指定についてを慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。参事兼総務課長及び担当職員出席のもと、指定管理施設運営事業計画書や収支計画書等の内容について詳細に審査しました。

審査の結果、地域の活性化、地域コミュニティの形成、プロモーションによる交流人口・関係人口の増加など、活力のある地域づくりにつながるための拠点となるものと判断しました。

なお、管理に当たっては次の事項について申入れをします。

1、寄小学校の子供や地域住民にとって環境・衛生面に安心・安全な施設であるよう配慮されたい。

2、寄小学校や地域住民と密に連携をとり、情報の共有を図られたい。

3、計画の遅れ等は極力防ぎ、事業者とコミュニケーションをとる等、信頼関係を保つようにされたい。

4、長い指定管理期間のため、しっかりした協定と何らかの担保を確保されたい。以上です。

議 長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。

8 番 田 代 2点あります。まず1点目です。この議案第27号が町長から上程された際に、

本会議で私、質問させていただきました。その中で、指定管理者選定委員会、この評価が150点中91.4、合格点は90点です。1.4点しかクリアしてなかったです。この件に関して、委員会としてこの事業者の能力、10年間遂行できるか。そういった点について、その確認をされたのかと。要は、評価が低かったんだけれども、実際、委員会でこの業者が遂行できる能力を確認されたか。これが1点目の質問です。

2点目です。この報告書の4番、申入れの4番です。長い指定管理期間のため、しっかりした協定と何らかの担保を確保されたい。この「何らかの担保」というのはどういうことでしょうか。この2点について御回答をお願いいたします。

- 10番 南 雲 この事業者に対してのいろいろな今まで行ってきた地域活性化コンサルティング事業に対しても、国際イベントや国際会議と地域をつないでいくことをやっていたり、また地域住民とのつながりとして、連合神奈川から地域活性化業務のコンサルティングを受託していたり、非常に国際イベントの国際会議などには2,000人の方がいらっしゃるということで、非常につながりがすごいたくさんいらっしゃって、この方の人脈を生かした事業となっていて、そこはすごく評価されるものとして考えました。それで、事業を行っていくに当たって、やっぱり人脈はすごく大事で、寄地区にもすごい愛着を持っていらして、御自分がやっていたら…やっていたら、あれですね、ホテルでのいろんなシェフをやっていたんですけども、そのつながりでシェフの方たち、有名なホテルのシェフの方たちを寄に連れてきてくださって、すごく寄の評価も高いということで、すごい愛着を持っていらっしゃって、その情熱をすごく感じられました。そういった意味で、すごく一生懸命な部分がたくさん見えたので、その部分では評価させていただいたと思います。
- それから、何らかの担保ということですが、やはり事業を行っていただくには担保が、やはり事業がどうかなっちゃったときに、やはり担保は必要だということで、これは私たち委員会としても強く要望いたしまして、総務のほうでも一生懸命、町側としても対応はね、しっかりね、行っていくというお

約束を受けました。以上です。

議 長 補足ですか。

1 番 北 村 1点目の御質問ですね、選定委員会のところの評価なんですけれども、一番採点を確認しました。合格点のところが一番低かったところ、これが2点ございまして、1つが地域への理解を得るための方策が有効であること。また周辺環境への対策案が有効かつ実効的なものというところが評価点低かったので、そういったところはですね、付託のところの寄小学校や地域住民と密に連携をとるというところで、再度強化していただくというようなことで、委員会としては対応しました。

もう一つ、負担金についてというところが評価点がすごく低かったんですね。お話を聞いたところ、何か事前のお話では、事業実績によって負担金が上がっていくような事前説明を受けていたそうなんですけれども、なかなか今の状況で、それはちょっと確約はできないというお話が事業者のほうからあって、それだったらといって点数が低くなってしまったみたいな次第もあったので、金額としてこの金額、結構かなり高価な金額ですので、そういったところをしっかりお支払いいただけるというところであるならば、総務文教としては問題ないということで審議いたしました。以上です。

8 番 田 代 丁寧な御回答ありがとうございます。特に評価点が低かった点について、いろいろと確認をしていただいて、ありがとうございます。私はこの条例が提案したときに、この事業の概要を見て、圃場を3か所持って、結構実践をしているので、どうしてこんなに低いのかなと、そういう疑問があって諮問したものでした。

それで、次に、もうちょっと今の説明の中で、追加の質問をさせていただきます。論点は、10年間指定管理者として行うわけですから、業者が挙げてきた資料、提案の議案27号に添付されてる、これは指定管理者より申込書より抜粋という資料があります。この中で、特に8ページをお願いしたいと思います。10年間…あ、5年間ですね、10年のうち5年間の収支が出ています。そのとき本会議でも結構不明瞭な点があったと思います。この辺について、どのような

議論をされたのか。やはり黒字を出して運営するという事は、かなり大変だと思います。特に、今、校舎の改修が遅れていて、3か月は遅れてしまうと。6月までかかってしまうと。7月1日から早くスタートという中で、完全に1年目の収支は完全に遅れてきますよね。そういった内容についてのチェックと、本会議で分からなかった本社のこの売上と経費が出てます。そういったことに対して、この事業収支について御質問いたします。よろしくお願ひします。

議 長 回答をお願いいたします。

3 番 吉 田 本社については、これについては私たちもちょっと伺いました。ここにある本社については、本来ここに載せるべきではないということでしたけれども、あちら側からもここに載せるべきではないということでしたけれども、将来です、こちらのほうに登記上、考えるという…移動を考えるということもあって、ちょっと載せさせてもらったという話もありました。それから、じゃあこれなら本社の営業状態というのはどうなのということで、いろいろと調べたところでございます。それで、それらのことを調べましたところ、先ほど委員長からの報告もありましたけれども、それとは加わりですね、いろいろな企業のコンサルタントなどもやっておりますので、そのような収入もあるので、割と今まで地道にそのような企業運営をしてきたんではないかというような判断をしたところでございます。

議 長 補足ありますか。

1 番 北 村 御質問ありがとうございます。本社事業についてはですね、委員会のほうでも審議いたしまして、業者にヒアリングしたところですね、今後ですね、本社の一部機能の移転も検討しておってですね、本社ではコンサル業や保険業といったところで売上を上げているそうなので、その部分が寄の本社の一部移転に伴って事業の内容に入るといふようなことで、ここに将来的に決定ではないので、載せるべきではない、あるという話はちょっとありましたけれども、一部移転、一部機能移転、松田町にあるので、登記は何らかの形でしたいといふようなお話も頂きましたので、それでこの収支のほうには載ってきている次第でございます。

この表、確かに読みにくくて、私どもも詳しく聞いたんですけれども、基本的な考え方で言うと、独立採…単独事業の独立採算制みたいなイメージで売上と経費を書かれているというような次第ですね。例えば、売上のところはどいう事業かというような質問なかったので、特に飛ばさせて、割愛させていただきましてけれども、3のアカデミー、こちらについてのちょっと内訳を教えてくださいというような話に、1年目のアカデミー、3,280万円ですか。この辺をちょっと調べて、詳しく資料をくださいというようなことで、見せていただきましたけれども、1年目だけ説明しますね。教育人件費が228万円、清掃人件費が216万円、警備の人件費が216万円、地代・家賃が720万円、減価償却が100万円、建物維持費が1,800万円というよう内訳もあって、まとめ方の違いではございますので、こういった中身を確認してですね、こういう収支でこのくらいのマイナスだったら耐えられるんだなというようなところで、決算書、2期分の、前期2期分の決算書と併せて判断いたしました。

売上と経費の欄外に減価償却費というのがあるんですけれども、これは事業者のほうでも独自に整備、物品とかですね、そういったところを購入するので、そこで減価償却が生じる金額ということで聴取しております。以上です。

8 番 田 代 先ほど副委員長吉田副委員長から、本社のこの内容は移動を考えているというふうな発言でした。それとあと、北村議員からは、一部移転というふうなお話でした。これは考え方として、分割法人化して、法人登記をして、それで事業で収益があったものに対して税を松田に落とすと、そのような考えでよろしいのかと。それで、それが1年目に位置づけされています。初年度でよろしいのか。まずこの辺についてお願いします。

議 長 回答をお願いします。

1 番 北 村 具体的な時期については、伺ってはおりませんが、どのような方式をとってというところも伺ってはおりませんが、松田で事業を行う部分では、松田に税金を落としたいというような話は頂いております。以上です。

8 番 田 代 概要は理解しました。

次に、回答…今の質疑の回答の中で、業者ヒアリングを行ったと。私も産業厚生常任委員会は猟友会、足柄上支部長並びに寄支部長に参考人招致の依頼を文書で出して、来ていただいて、委員会の中で約1時間弱質疑応答して、いろいろな問題点を理解しました。この業者ヒアリングは、いつ、どこで行われたのか。お願いします。

10番 南 雲 ちょうど委員会の日が社長さんが出張のため、リモートで行いました。ただし、そのときに行ったリモートの内容を再度委員会で行わせていただきました。以上です。

8番 田 代 確認です。リモートで行ったと。それは委員会中ではなかった。その辺についてもう少し詳しくお話してください。

10番 南 雲 委員会中ではなく、勉強会として行いました。以上です。

8番 田 代 今回の審議内容は、委員会ですっかり議事録を残して、そういう内容だったからこういった報告になると。産業厚生はその裏は全部とっております。に対して、勉強会でリモートで行った。確かに質疑事項は、ある程度それで解決されましたけれども、担保となる図書、そういったものが頂いておりますか。

10番 南 雲 そうですね、最初に申し上げたように、その内容を再度委員会の場で伺うことをいたしましたので、担保されています。以上です。

8番 田 代 口頭でのやりとりではなくて、本当にこの業者はそれなりに能力があるとお答えされたわけでしょう。それは正式に議事録で残るはずなんです。リモート勉強会は、議事録の提出なんてなくて、任意なものですよね。ですから、その担保をどういう形で残したのか。書類と、時間がなくて参考人招致はできなかった。社長も来れなかった。仕方なくリモートではやったと思います。その今度はそのやりとりの内容、それをどういうふうに残されたのか。その結果こういう報告になっていると思います。非常に大事な審議内容だと思います。よろしくをお願いします。

10番 南 雲 このリモートで行った内容を再度委員会でも書面も頂きながら、総務の参事のほうから説明をいただいておりますので、内容はしっかり委員会のほうで確認させていただいております。以上です。

8 番 田 代 書面で頂いたということは、今、書面があるということですか。もしそうであれば、今回の委員会報告に参考資料として添付すべきだと思うんですけど、その辺は委員長さん、どうですか。そのことによってこの業者はできる、能力があると判断されたわけですよ。一番肝の部分ですので、そういった資料を我々その委員会に所属してない議員に説明責任があると思うんですけども、いかがでしょうか。

10番 南 雲 暫時休憩をお願いします。

議 長 暫時休憩でよろしいですか。（「はい」の声あり）じゃあ、暫時休憩といたします。 (13時31分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (13時40分)
質疑の続きを行います。

8 番 田 代 ただいま休憩中にこの会社の2か年の決算書、それを見せていただきました。閲覧させていただきました。その結果、しっかりとした会社がしているので、この事業はこの報告のとおり遂行できると判断しましたので、私の質問はこれで終わります。

議 長 そのほか質疑ございますか。

9 番 井 上 まずですね、報告書の中からいきたいと思います。そのですね、報告書の審査の内容の第3号で、計画の遅れ等は極力防ぐとありますが、これは何の計画のことを言っているのか。説明をお願いします。

その下ですね、4番は、しっかりとした協定と何らかの担保。前者もお聞きしたんですけども、ここで何の…協定を何のためにするのか、全然私としては分からない。町とこの事業者とが、町からの指定管理を受託するかどうかという、そこで契約行為があるわけですね。それ以外にこのしっかりとした協定がなぜ必要なのか。どういった内容なのか。何らかの担保。これはどういったことを言っているのか。金銭的な担保なのか、何なのかというのが2点目です。

あと3点目はですね、議案第27号の参考資料の中にですね、事業収支があります。先ほど説明されたんですけども、全くこれではですね、売上経費、何でそれぞれが1階、2階、3階で分かれているのか。本社というのが何なのか

が分からない。これは委員会の中で審議するのであれば、これを訂正をしたものを出す。出してもらうべきではというふうに思います。口頭の説明があったようですけれども、これでは全然理解ができません。私としてはですね。まして、一般会計の来年度の収入の中に、雑収入として1,100万円、この会社から収入するという予算の説明がありました。そこの雑収入とするその金額は、このどこに載っているのか、載っていないのか。この事業収支というのは、この会社全体の収支を必要とするものではなく、指定管理の事業を行う上で収入、支出が幾らあって、適正な指定管理を受託できるのかどうかであって、その会社の経営が必要かどうかではないというふうに私は考えます。そういったところからですね、その以上3点についての再度の説明をお願いをいたします。

議 長 回答をお願いいたします。

10番 南 雲 今、協定は何かということ…（「計画」の声あり）計画。計画の遅れというのは、今回2か月…3か月ぐらい事業が遅れているということで、こういったことがあると、やはり事業者との信頼関係も薄れてしまうので、その辺はしっかりこれからこういうことのないようにということで、その計画の遅れ等というふうに…分かりません。工事ですね、工事の遅れのことを今回ございましたので、その遅れ等があると、事業者との信頼関係が失墜しますので、極力それは防いでいただいて、それで事業者と本当にこれから一緒にやっていくというコミュニケーションをとることが非常に大事になってくるので、それを、そういうことでこのような文言が入っています。とる、コミュニケーションをとる等、信頼関係を保つようにされたいということは、そのようなことでございます。

それから、協定ですね。協定についてはですね、町のほうは基本協定というのと年次協定と二本立てで協定を、この事業者さんと結んでいまして、その協定の中でいろいろな協定を結ぶ…結んでいくのに、しっかりと年次ごとにやるのと、また基本の部分の協定は大事な部分になるということで、しっかり協定を結び、それから何らかの担保というのは、先ほど申しましたように、担保は必要だということで、これは別に現金でなくても何らかの担保ということで、

物件でも担保になるということで、そういうやわらかな言葉を使わせていただいたということです。以上です。（私語あり）

議 長 収支全体のということですね、井上議員。（「そうです。」の声あり）

1 番 北 村 事業計画、事業収支ですね、事業収支の中に支払い地代がどこに含まれているかというお話だと思うんですけども、アカデミー、3階アカデミーの部分の経費、1年目で話しますけれども、3,280万円のうち、支払い地代が720万円含まれています。支払い地代というか、向こうの収支表だと地代・家賃となっております。地代・家賃。720万円。で、1階の食肉加工施設、ここだと540万円計上されていまして。本社事業のほうで36万円計上され、合計で1,296万円が経費の中に含まれておりました。この額と、私どものほうも受け取る額が合いませんねなんていうお話をさせていただいたんですけど、そのことについては少し多めに見積もって、ここでちょっと弾力性を、赤字が大きくなってもいいように弾力性を持たせてますというようなことを社長のほうからヒアリングいただきました。以上です。

9 番 井 上 もう一回ですね、確認させていただきますけれども。計画というのは改修工事の遅れだということで、これはじゃあ総務課が所管ですけども、なぜこの改修工事が遅れたかについての原因ですね、相手方なのか町側なのか、それをお聞きになったかどうか。

協定は…協定は町と事業者の協定だという説明ですが、その中で、何でこの担保が物件でもよいというのは、物件を何か仮登記等をされるということなのか。何の物件なのか、どこの物件なのか。それらを再度お願いをします。

収支では家賃とか地代になっていますけれども、雑収入の1,100万というのは、それらとは別の金額だというふうに理解しています。そこのですね、明細が分かれば。旧寄中学校校舎の使用料と雑収入とは別の計上だと思いましたがそれらについてはいかがですか。

議 長 回答をお願いいたします。

10 番 南 雲 工事の遅れの部分というのは、仕様の調整とか排水を県のほうのアドバイスを頂いていた関係とか、地元の自治会の要望を伺ったりして、そういった関係

でいろいろ調整していたので遅れたという御説明を頂きました。

それで、担保はちょっと私、ちょっと説明の仕方が悪かったんですけども、例えばの話をしてしまったんですけども、別に物件にこだわっているということじゃなくて、物件とかそういうものが例えばそういうことでも担保になるという、ちょっと例を引いただけで、別に物件ではないです。はっきり、そんなお話は出てないけれども、とにかく町側としては担保を頂けるように、しっかり対応していかれるというお話を伺ったということです。よろしくお願いたします。

あとあれですね…いいですか、北村さん。あと1,100万の。

9 番 井 上 じゃあ、再度ですね。計画の遅れというのは、改修工事の遅れという説明、それに合わせてですね、地元自治会との調整によるという部分で、これをですね、この報告書の中で何で計上されるのかね。やはり地元自治会で意図的に遅らせたわけでもなさそうですしね、これをこの報告書の中に載せる必要性がよく分かりません。担保、これもですね、この委員会報告書の中で、ちょっと意味が、何でもよいとか、そういった担保を確保されたいとかというのがね、相手方がしっかりと履行できないということがヒアリング等で分かったので、こういったことが書かれたのかどうか。その部分の再度の説明をお願いします。

収支のほうは、一般会計の旧寄中学校校舎の使用料として、たしか800万程度だったと思うんですけども、それが町のほうの収入としてあります。それ以外に雑収入として、1,100万円ぐらいの雑収入があります。それらの部分というのがこの事業収支計画表の中でどこに幾ら計上されているのか。2年目以降、2年目以降ではどうなのか。再度お願いをいたします。

10 番 南 雲 この遅れというのは、事業者にとってすごい痛手で、もう本当に食肉加工とかもすぐ始めたい部分であったので、そういった部分ですごい御迷惑かけたというのをすごい感じましたので、委員会の中で。それで、そういったことはこれから非常に気をつけていかななくてはいけないということで、あえて載せさせていただきました。

それから、担保というのは、何かの事業、事業者例えば貸す場合って、や

っぱり担保がないと本当に事業が行き詰まったときに、そういった担保というのは、ある程度頂いておくというのが建前だと思いますので、そういった意味でしっかり町のほうで対応していただきたいという意味で担保を載せさせていただきます。

議 長 3つ目の質問に関しては、お答えはいかがでしょうか。

2 番 武 尾 ただいまの井上議員のですね、雑収入についてなんです、我々は審議しておりません。今回の指定管理のこの総務文教委員会の中の範囲の外だと捉えておりますので、審査はしておりません。

9 番 井 上 やってないということが分かりましたので、以上で私のほうの質問を終わります。

議 長 ほかに質疑はございますか。

なければ、討論に入ります。討論ございますか。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第27号松田町寄地域活性化拠点施設の指定管理者の指定についてに対する委員長の報告は可決です。議案第27号松田町寄地域活性化拠点施設の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議 長 日程第4「議案第18号令和7年度松田町一般会計予算（一般会計予算審査特別委員会報告）」を議題といたします。

本案については、一般会計予算審査特別委員会の審査報告を求めます。委員長 吉田功君。

一般会計予算審査

特別委員会委員長 それでは報告いたします。令和7年3月10日、松田町議会議長 平野由里子殿。一般会計予算審査特別委員会委員長 吉田功。

一般会計予算審査特別委員会報告書。本委員会は、3月10日に委員6名全員

出席のもとに、役場4階大会議室において委員会を開催し、令和7年第1回議会定例会において付託された議案第18号令和7年度松田町一般会計予算について慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。歳入については一括、歳出については各款ごとに審査をしました。

予算執行に当たっては、次の事項について申入れをします。

(1) 新松田駅周辺整備事業については、住民の声を聞いて進められたい。

(2) 予算編成方針であるチルドレンファーストネクストを推進するために、できるだけ早くみやま運動広場の公園の遊具、ベンチ等を整備されたい。

(3) スポーツツーリズム推進拠点整備事業については、住民の意見を反映し、寄自然休養村管理センター等改修工事に際しては、施設利用者等に配慮されたい。

(4) 寄地域の活性化のための施策を継続されたい。

以上、報告します。

議 長 一般会計予算審査特別委員会委員長の報告は終わりました。それでは質疑に入ります。

8 番 田 代 私、特別委員会のメンバーに入らなかったもので、傍聴に出席させていただきました。1日いれなかったもので、若干疑問点がありますので質問をさせていただきます。

まず1点目です。3月5日、全員協議会で財政集計が示されました。その歳入の根幹をなす町税です。これが令和7年度予算で10億3,900万ですか、前年より若干プラスと。8年度以降、令和30年度までにずっと推移を見てみますと、15億円の前半から14億円の後半、それで推移をしております。企画政策課参事の説明では、駅周辺整備事業、これが完了後に再開発ビル、マンション等の固定資産税も入るのはこの中に、財政推計の中に入っていると、そういう説明だったと思います。そういうことを考えると、非常に厳しい数字なのかなという

ことです。このような状況を踏まえて、7年度の予算、税収を上げるための施策について、どのような審議をされたのか。それが1点目です。

次に2点目でございます。予算編成方針、このときには町長の施策の中で、未来を担う子供や子育て世代事業を推進するためのチルドレンファースト、それと年配者の高齢者の福祉施策、これについて所信表明の中でも推進していきたいというふうな入りでした。実際に7年度の予算の詳細を見ますと、確かにチルドレンファーストのほうはかなり目新しい事業が入っております。一方で、高齢者施策については、継続が多くてあまり新しい事業が入ってなくて、額もそうでもないのかというふうに感じました。そういったことで、高齢者福祉政策、これについてどういう審議をされたか。この2点について御回答をお願いいたします。

議 長 御回答お願いいたします。

3 番 吉 田 財政につきましては、今後ふるさと納税等のいろいろと活用で、等も考えながらというような説明を受けました。それについては、そういうことで委員会としては納得いたしました。

また、高齢者福祉につきましては、チルドレンファーストと組みまして、やはり若い方々を多く、町の中で活動してもらうことによって、それによって高齢者をも共にいろいろと福祉施策として活性化させていこうというような御回答を頂きました。また、細かい点について、ほかの委員からも説明をいただきたいと思えます。

議 長 ほかに委員の補足がありますか。（「町税のほう。」の声あり）後半は高齢者のことも言われました。どちらの…2点とも補足側のあれはないですか。委員側の補足はないですか。

9 番 井 上 後段のほうのですね、高齢者施策ということで、総体の中でですね、お聞きしましたが、やはり今、議員が質問されるようにですね、新しい政策というよりは、高齢者のタクシー助成等がですね、継続をした政策を行っている、という説明で終始をしました。以上です。

8 番 田 代 本当に税収の確保というのは厳しいものだと思います。そのような中で、新

築住宅、これあたりを結構積極的にやっているの、その成果が少しでも出てくればよろしいのかなと考えています。

それと、高齢者福祉施策、これについては先ほどの回答で理解しました。これで質問は終わりにします。ありがとうございました。

議 長 ほかには。

11番 飯 田 ちょっと教えてもらいたいことがあるんですが、合併浄化槽整備費補助金、来年度はですね、2,599万で、この前聞いていましたら20件分だというふうな話を聞きました。それで、あとどのくらい合併浄化槽にしなきゃいけないような浄化槽が残っているかという、あと500件くらい残っているというふうな話だったんです。それで、今までですね、この予算というのは毎年ありまして、私もちょっと目にしていたんですが、平成8年で一応大きな補助…（「令和」の声あり）令和8年で大きな補助が一部なくなるというふうなことで、やるんなら今のうちだねというふうな声で、今までですね、二、三年前まであまり使われてなかったこの補助金がですね、令和7年…6年ですか、去年、今年あたりは何かかなり使われているというふうな話を聞いています。

それで、この前ちょっと聞いてましたら、平成…令和8年まではこの補助金がつくけど、それ以降はついても減額になるかもしれないというふうな話をちらっと聞いたんですがね。この、まだ500円…500件残っているこの対応をですね、例えば毎年この予算がね、例えばそういうことがなくて、これからもずっと毎年20件ずつ予算が組まれていってもですね、25年全部解決するにはかかるわけですよね。この辺に対しての考え方というのは、何か話が出たでしょうか。

議 長 御回答をお願いいたします。

10番 南 雲 そういう話は出なかったんですけど、森林環境保全税が8年で終わるのが何か延びるようなことも、その前、前に伺ったので、その補助が出ることによって、またこの補助がつくのかなというふうに私がちょっと自分の中で解釈して、それ以上は聞かなかったです。以上です。

11番 飯 田 そのときにですね、その話私も聞いていたんですが、平成9年以降はですね、ついても減額されるかもしれないので、前と同じように補助を出してもら

えないというふうなことで、町のほう働きかけているというふうな話は聞いたんですが、それはそれでいいとしてですね、あと残されている500世帯分ですよね。これを今、年間20件の予算できてるわけですけど、去年もそうでしたね。あ、今年もそうなんですが、来年も20件の。これがずっと続くのかね。あるいは、先のことはあまりよく分からないいんでしょうけど、ある時点で切られてしまうのか、切られたときにはどうなるのかという、その辺はいかがでしょうか。

10番 南 雲 その辺は審議終了にしてしまったので、聞いてないので、よろしくお願いたします。

12番 寺 嶋 審査内容の(3)スポーツツーリズム推進拠点整備事業について、住民の意見を反映しとありますけれども、これは住民の意見をよく聞くということなんだと思うんですけども、どのような形でね、その意見を聞いて反映するの。例えば住民説明会を開くとか、いろんなことがあると思うんですけども、これはどのように掘り下げて審議をされたのでしょうか。

あと、続きに寄自然休養村管理センター等の改修工事に際しては、施設利用者等に配慮されたいというんですけども、これだけ読んでも、施設利用者の声をね、十分聞いて進めたいというのか、配慮されたいということは、どういうふうなことで審議をされたのか、お伺いします。

3番 吉 田 まず、後のほうから先にお答えします。この施設利用者というのは、使われる方だけではなく、実際…使われて…お客様ということだけではなく、今現在あそこを使って事業を進めているような方も…はい。事業を進めている方もございます。使って事業を進めている方もございます。それ、ちょっと休養センター等の改修工事のときには、そこの方がそれを休業しなきゃいけない部分もありますので、そういうところで今使っている方が、使っている…事業等で使っている方々のことも考えながら意見をいろいろと聞きながら進めていただきたいというような意味でございます。

さきのスポーツツーリズムの推進拠点について、住民の意見を反映しというような、具体的にどのような意見の聞き方、例えば自治会長から聞けとか、

それとか振興会から聞けとかというような、具体的な指定というのは、このときはしてなかったと思います。

12番 寺 嶋 終わります。

議 長 よろしいですか。ほかには質疑ございますか。

質疑がなければ討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第18号令和7年度松田町一般会計予算に対する委員長の報告は可決です。議案第18号令和7年度松田町一般会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議 長 日程第5「議案第24号令和7年度松田町上水道事業会計予算（上水道及び寄簡易水道事業会計予算審査特別委員会報告）」を議題といたします。

本案については、上水道及び寄簡易水道事業会計予算審査特別委員会の審査報告を求めます。委員長 寺嶋正君。

事業予算審査特別委員長 それでは、委員会報告を行わせていただきます。令和7年3月11日、松田町議会議長 平野由里子殿。上水道及び寄簡易水道事業予算審査特別委員会委員長 寺嶋正。

上水道及び寄簡易水道事業予算審査特別委員会報告書。本委員会は、3月11日に委員11名中10名出席のもとに、役場4階大会議室において委員会を開催し、令和7年第1回議会定例会において付託された議案第24号令和7年度松田町上水道事業会計予算について慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。松田町水道ビジョンにより水道事業の現状と課題の説明を受けた上、上水道事業会計全般について審査しました。

予算執行に当たっては、次の事項について申入れをします。

(1) 水道使用料の滞納額が1,000万円近くまで増えているため、収納体制の強化を図られたい。

(2) 上水道事業は水道料金収入だけでは賄われていないため、健全な経営や適正な水道料金について検討されたい。

以上です。よろしく申し上げます。

議長 上水道及び寄簡易水道事業会計予算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑を省略して討論に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第24号令和7年度松田町上水道事業会計予算に対する委員長の報告は可決です。議案第24号令和7年度松田町上水道事業会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議長 日程第6「議案第25号令和7年度松田町寄簡易水道事業会計予算（上水道及び寄簡易水道事業会計予算審査特別委員会報告）」を議題といたします。

本案については、上水道及び寄簡易水道事業会計予算審査特別委員会の審査報告を求めます。委員長 寺嶋正君。

事業予算審査特別委員長 それでは、引き続き委員会報告を行わせていただきます。令和7年3月11日、松田町議会議長 平野由里子殿。上水道及び寄簡易水道事業予算審査特別委員会委員長 寺嶋正。

上水道及び寄簡易水道事業予算審査特別委員会報告書。本委員会は、3月11日に委員11名中10名出席のもとに、役場4階大会議室において委員会を開催し、令和7年第1回議会定例会において付託された議案第25号令和7年度松田町寄簡易水道事業会計予算について慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。松田町水道ビジョンにより水道事業の現状と課題の説明を受けた上、寄簡易水道事業会計全般について審査しました。

なお、松田町寄簡易水道事業会計は企業会計化されたが、毎年他会計からの借入れが必要な状況であることから、健全な経営や適正な水道料金について検討されたい。

以上です。よろしく申し上げます。

議 長 上水道及び寄簡易水道事業会計予算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。質疑を省略して討論に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第25号令和7年度松田町寄簡易水道事業会計予算に対する委員長の報告は可決です。議案第25号令和7年度松田町寄簡易水道事業会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議 長 ここで暫時休憩といたします。14時30分で再開といたします。(14時19分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(14時30分)

日程第7「議案第19号令和7年度松田町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第19号令和7年度松田町国民健康保険事業特別会計予算。

令和7年度松田町国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによ

る。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億689万8,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000万円と定める。

(歳出予算の流用) 第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月4日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 議案第19号令和7年度松田町国民健康保険事業特別会計予算について説明させていただきます。

平成30年度の国民健康保険制度の広域化により、財政運営の責任主体となった神奈川県のご指導のもと、本町では資格管理や保険給付、国民健康保険税の賦課徴収、保険事業等の事業になっております。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明させていただきます。198、199ページをお願いいたします。歳入でございます。款・項ともに国民健康保険税、目1、一般被保険者国民健康保険税は、被保険者数の減少や高齢化などにより、保険税額が減少しております。

款2、使用料及び手数料、項1、手数料は、督促状の発行に伴う手数料でございます。

款3、県支出金、項1、県補助金は、制度改革により神奈川県から交付されるもので、説明欄、保険給付費等交付金の普通交付金が主に医療費分として保険給付費に充てられるものでございます。保険給付費等交付金(特別交付金)

は、糖尿病等の重症化予防や健康づくり教室など、医療費の適正化に向けた取組等に対する保険者努力支援制度分として交付されるものでございます。

款4、財産収入は、預金利子でございます。

款5、繰入金、次のページ、200、201ページをお願いいたします。項・目ともに一般会計繰入金は、全て法定繰入金分でございます。節1、保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険税減額分を公費で補填する制度で、保険料軽減分として県4分の3、町4分の1、保険者支援分として国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担割合で、一旦一般会計で負担金を受け入れ、町負担分を合わせて当会計に繰り入れるものでございます。

節2、職員給与費等繰入金は、職員3名分及び管理栄養士1名分の給与費と事務費分の繰り入れでございます。

節3、出産育児一時金繰入金は、歳出の出産育児一時金の3分の2を繰り入れるものでございます。

節4、財政安定化支援事業繰入金は、国保財政の安定化を図るために交付税措置される金額を繰り入れるものでございます。

節5、未就学児均等割保険料繰入金は、未就学児の均等割保険料の2分の1の減額分を公費で補填する制度として、一旦一般会計で国・県の負担金を受け入れ、町負担分と合わせて当会計に繰り入れるものでございます。

節6、産前産後保険料繰入金は、令和6年1月に新設された制度で、産前産後期間の保険料減額分を公費で補填する制度で、一旦一般会計で国・県の負担金を受け入れ、町負担分と合わせて当会計に繰り入れるものです。

款6、繰越金につきましては、前年度からの繰越見込額として1,000万円を計上しております。

款7、諸収入、項1、延滞金、加算金及び過料につきましては、主に保険税の延滞金でございます。

項2、指定公費負担医療立替交付金として、70歳から74歳の前期高齢者については、法律上2割負担となっておりますが、国の政策により1割負担とするよう凍結されているため、その1割の立替え分が国より交付されるものでござい

ます。

項3、雑入、目1、一般被保険者第三者納付金と目2、一般被保険者返納金につきましては、予算の項目立てとなっております。

202、203ページをお願いいたします。歳出でございます。款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費の主なものは、職員3名分の給与費や事務経費を計上しております。説明欄の一般管理費の主なものは、節11、役務費の手数料ですが、神奈川県国民健康保険団体連合会に支払う共同処理業務手数料でございます。説明欄の会計年度任用職員給与費は、レセプト点検の事務員の報酬等でございます。

目2、団体負担金につきましては、国保連合会への負担金でございます。

項2、徴税费、目1、賦課徴収費の主なものといたしまして、説明欄の会計年度任用職員給与費は、収納対策に従事する職員の報酬等でございます。

204、205ページをお願いいたします。項・目ともに運営協議会費は、国保運営協議会に係る経費として、委員6名分の報酬等でございます。

款2、保険給付費、項1、療養諸費、目1、一般被保険者療養給付費は、医科・歯科・調剤等の医療に係る必要、目2、一般被保険者療養費は、柔整・補装具等の費用でございます。

目3、審査支払い手数料は、療養給付費等に係るレセプト審査の手数料で、国保連合会へ支払うものでございます。

項2、高額療養費は、同月内に支払った自己負担額が限度額を超えた場合、その超えた分について被保険者に給付する制度でございます。

項3、移送費は、医師の指示により緊急やむを得ず重病人の転院などをする際の移送費用で、科目設定扱いとなります。

項4、出産育児諸費は、出産育児一時金6件分でございます。

206、207ページをお願いいたします。項5、葬祭諸費は、1件5万円分の葬祭費25件分でございます。

項6、傷病手当諸費は、傷病手当金の支給をするための科目設定扱いとなります。

款 3、国民健康保険事業費納付金は、神奈川県により決定された金額を納付するものでございます。

項 1、医療給付費分は、医療に係る費用としての納付金でございます。

項 2、後期高齢者支援金分等は、現役世代から後期高齢者医療制度への支援金としての納付金でございます。

項 3、介護納付金分につきましては、国民健康保険に加入している40歳以上65歳未満の加入者から徴収した分の納付金となっております。

款 4、保健事業費、項 1、保健事業費、目 1、保健普及費は、医療費通知等に係る経費や、次のページ、208、209ページをお願いいたします。説明欄の節 18、人間ドック補助金は、1件2万円で90件分の経費でございます。その下の節 18、新型コロナウイルスワクチン予防接種等補助金は、寄診療所で新型コロナウイルスワクチンとインフルエンザワクチンの予防接種を接種した場合の補助金の経費でございます。また、管理栄養士1名分の会計年度職員の人件費を計上しております。

目 2、国保ヘルスアップ事業費は、平成29年度からの取組で、保険者努力支援制度に係る事業として実施するものでございます。第3期データヘルス計画に基づく被保険者の健康保持増進のための事業として、糖尿病性腎症重症化予防事業などを実施しております。地域包括ケアシステム推進事業では、健康教育の講師等に係る報償費や、地域資源を活用した健康づくりなどの事業の委託料などを計上しております。特定健診未受診者対策事業は、受診率向上のため、過去5年間のデータから受診の有無や治療の状況などからグループ分けをし、グループごとに勧奨内容や勧奨スケジュールを立て、受診の確認、再度の勧奨など、きめ細やかな対応により受診率の向上を図ります。早期介入保健指導事業は、30代の国保被保険者に対して健診の勧奨や保健指導を行うものでございます。健康相談事業の一般会計繰出金につきましては、健康福祉センター内の未病センターで相談業務を受ける会計年度任用職員の人件費に充てるための繰出金でございます。

項 2、目 1、特定健康診査等事業費は、特定保健指導等に係る報償費などの

経費や、特定健康診査に係る委託料などがございます。

款 5、基金積立金、210、211ページをお願いいたします。項 1、基金積立金につきましては、積立金の利子でございます。

款 6、諸支出金、項 1、償還金及び還付加算金は、過年度分の保険税過誤納還付金や還付加算金などがございます。

項 2、指定公費負担医療立替金は、負担金補助及び交付金の指定公費負担医療立替金でございます。

款 7、予備費については、歳入歳出の差額分を計上しております。

次の212ページから215ページには国保会計の職員等の給与費明細書が、216ページには債務負担行為調書を掲載しておりますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

1 2 番 寺 嶋 2点ほどお伺いします。まず1点目はですね、被保険者の減少や高齢化ということで、若干保険税の収入がね、減っておりますので、この辺の被保険者等の人数も併せてお伺いをします。変化の状況ですね。

それから2点目はですね、204ページの保険給付費が前年度比で大幅に5,800万円ほど増えておりますけども、この主な要因についてお伺いをします。よろしくお願ひします。

町 民 課 長 国民健康保険被保険者数の状況でございますが、令和7年2月末時点で被保険者数は2,064名でございます。令和5年度末、令和6年3月末時点で2,134名、令和4年度末の令和5年3月末現在で2,258名で、年々増加は…年々減少はしております。

あともう一つの（「204ページ。」の声あり）はい、204ページ、保険給付費の増加の理由とのことでございますが、こちらは国保被保険者の人数使い、人数自体は減少傾向ではございますが、高齢…被保険者の高齢化と申しますか、前期高齢の方の割合が半分ぐらいを占めている状況ですとか、やはり医療費のかかる方が多く加入をしているとか、医療費の医療の高度化とか、そういったものが考えられるかと思ひます。

議 長 よろしいですか。

12番 寺 嶋 ありがとうございます。被保険者の方はね、年々減っていくということで、これは分かりました。そういう中で、今、保険給付費が増えているということで、高齢者も増えて、医療費自体が、1人当たりの保険者が減っているんですけども、医療費自体は1人当たりは、これで見ると増えているような感じがするんですけど、その辺の捉え方ですね。あと、これで歳入のほうは今回は特に基金取崩しとか、そういうことはないようですけども、高額療養費も若干増えておりますがね、今までの事業収支とか人数を見込んで今回予算を立てられたと思うんですけどね。そういう面では、借入れなしで今回やっていくということで、そういうような見込みについてお願い…お聞きします。

町 民 課 長 国保の財政の話でよろしいでしょうか。国保のほうは被保険者も減って、保険税のほうの徴収のほうも減少傾向にはあり、保険給付費のほうも増加はしているんですけども、国民健康保険の県の広域化が始まってからは、給付の…県のほうに納付金…県のほうの納付金も、制度改革により今、激変緩和措置も受けていることもありまして、収支のほうは取崩し等をしなくても大丈夫だと思っております。

12番 寺 嶋 終わります。

議 長 そのほか質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

なしとのお声です。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第19号令和7年度松田町国民健康保険事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8「議案第20号令和7年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第20号令和7年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算。

令和7年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,085万9,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300万円と定める。

令和7年3月4日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 議案第20号令和7年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算について説明させていただきます。

現在、国民健康保険診療所は、月曜日から金曜日まで週5日間の診療を行っておりますが、令和7年度からは月曜日から金曜日まで毎日診療はいたしますが、水曜日・木曜日は午前中のみ診療とさせていただき予定でございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明させていただきます。228、229ページをお願いいたします。歳入でございます。款1、診療収入、項1、外来収入、目1、国民健康保険診療報酬収入は国保加入者、目2、社会保険診療報酬収入は社会保険や共済組合加入者、目3、一部負担金は受診者の自己負担分として、目4、後期高齢者診療報酬収入は75歳以上の後期高齢者の方のそれぞれの診療報酬収入でございます。目5、その他の診療報酬収入として、一般診療報酬、予防接種、健康診査の収入等を計上しております。

款2、使用料及び手数料、項2、手数料は、診断書等の作成に係る文書手数料でございます。

款 3、繰入金、項・目ともに一般会計繰入金は、寄出張所職員が診療所事務を兼務しているため、特別会計にて予算計上している職員の人件費のうち、出張所事務相当分を一般会計の寄出張所費から繰り入れるものでございます。

款 2、基金繰入金、目 1、財政調整基金繰入金は、財源の不足分を補うために財政調整基金から1,200万円を繰り入れるものでございます。

款・項・目ともに繰越金は、令和 6 年度分からの繰越金50万円を見込んでおります。

款 5、諸収入、項・目ともに雑入につきましては、保険診療外となる薬を入れる容器代や、血圧手帳等の収入でございます。

項 2、受託事業収入、目 1、特定健康診査等受託料は、節 1、国保分、次のページ230、231ページをお願いいたします。節 2、国保分以外は、寄診療所で特定健康診査を受けた方の受託金でございます。

232、233ページをお願いいたします。歳出でございます。款 1、総務費、項 1、施設管理費、目 1、一般管理費、説明欄、一般管理経費では、診療所の管理運営費として人件費や電気料等負担金などを計上しております。主なものとしたしましては、説明欄、節18、診療所電気料等負担金は、電気料や警備委託料、消防設備保守点検委託料などを、一般会計の寄出張所費から支出しておりますので、その一部負担として面積案分や人数案分により診療所分として算出し、負担するものでございます。

その下の医師派遣負担金は、県立足柄上病院から週 1 日、火曜日に医師を派遣していただくための負担金を計上しております。現在、足柄上病院より午後の半日の派遣になる方向であるとの話がございますので、正式に決定した場合には年度途中で補正をさせていただく予定でございます。

説明欄、会計年度任用職員給与費では、医師、看護師、レセプト事務員、受付事務員及び診療所兼出張所職員の計12名分を計上しております。

目 2、団体負担金は、234、235ページをお願いいたします。医師会負担金などでございます。

款 2、項 1、医業費、目 1、医療用機械器具費は、医療用備品等の修繕料や

診察に伴います感染性廃棄物処理委託料、施設用備品としてレントゲン用無停電電源装置を計上しております。

目2、医療用消耗品は、注射器や注射針、包帯やガーゼ、コロナやインフルエンザの検査キット等の医薬品以外を支出するものでございます。

目3、医薬品衛生材料費は、医薬品代を計上しております。

目4、病理検査費は、血液検査などの分析に係る委託料を計上しております。

款3、公債費は、一時借入金の利子でございます。

款4、予備費は、歳入歳出の差額を計上しております。

なお、236ページから239ページに給与費明細書を掲載しております。後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 1点ですね、お伺いをしたいと思います。所信表明のほうでですね、診療所の開設日を見直すということで、今、担当の説明でもですね、2日、午前中のみとするということでお伺いをいたしました。

その中でですね、やはり診療所会計の中で、やっぱり重点を占めるのは、基金だというふうに思います。そこでですね、ちょっと資金のですね、状況の推移についてお伺いをさせていただきたいと思います。以前はですね、国保会計の基金と診療所基金ということで、別々だったと思います。統合されたですね、年度と、そのときに国保会計、診療所会計で幾らあったのか。で、たしか統合された当時はですね、やはり国保会計のほうの財政状況が厳しいという中でですね、その基金から国保会計のほうにですね、運用をされてきたというふうに記憶をしています。それでですね、統合された当時から基金の額が全体で幾ら、それぞれ国保分、診療所分で幾らと。できれば令和6年度見込みで補正等が変わってきますけれども、それらを含めたですね、決算見込み時点での基金がそれぞれ幾らかと。合計幾らかということが分かりましたらですね、お願いをしたいと思います。

町 民 課 長 基金でございますが、基金統合した当時は、平成19年2月に基金統合してお

りますが、その当時の国保分の基金残高が約1,400万、診療所分が約7,500万で
ございます。

それと、平成6年度末の基金の残高見込みでございます…令和6年度末の残
高見込額でございますが、国保分の残高が3億2,200万、約3億2,200万、診療
所分が約4,600万でございます。

9 番 井 上 分かりました。とすると、最初はですね、国保会計が診療所…基金分として
国保会計1,400万円、診療所分が7,500万円ということで、大分その間にですね、
たしか診療所のほうはですね、前の医師によってですね、かなり患者数が増大
をしてきたということで、それらを含めた中で、大分いろいろな変遷があった
中で、今現在は国保分3億2,200万円、診療所分4,600万円というふうに変わっ
ていったというふうに思われます。

そこでですね、ここで令和7年度は、水・木は午前中のみの診療ということ
ですけれども、やはり地域医療としてですね、やはり中ではある程度こういっ
た基金が少ない、事業会計自体が赤字になるからといって、そういう診療時間
等を減らしていくのについてはですね、やはり公的な診療機関としての位置づ
けもあります。私としてはですね、令和7年度におきましては、取りあえず試
験的に水・木の午後を変えていったのかなというふうに思いますが、令和8年
度以降ですね、診療所会計の運営については、どういふふうにお考えになられ
ているのか。今現在ですね、3億6,800万円というふうな部分がありまして、
統合したときからですね、かなり診療所会計としては稼いできたのではないかと。
その部分が国保会計のほうにも大分補填をしていったのではないかなとい
うふうに思います。

これだけの額の基金の中でいけばですね、やはり地域医療を少しでも公営診
療所としての意義を持たせるためにですね、令和7年度が赤字であってもです
ね、これ以上の診療所の受診、診療日数を減らすことについてですね、どうな
のか。町長のお考えをお伺いをしたいと思います。

町 長 我々はですね、御存じのように国保の診療所をしっかりと守っていかなければ
いけないという責任があります。これには議員の皆さん方も同じことだと思

ます。それで、今の現状、時の先生の話は時の先生の話としてあると思いますけども、今の現状で、もうすばらしい先生ではあるんですけども、やはり先生がどうこうというよりもですね、やはり今の現状、なかなか皆さん元気なので、来ていただけてないというふうなことの中から、やはり安心していつでも行けるというふうなことも加味しながら、先生と相談してですね、今の現状との掛け算の中で、やっぱり長く続けていただきたいという、第一前提の中から毎日とにかく挙げていただく中で、午後はちょっと少ないような話もいただいたので、1日分まずそういうふうにさせていただいたというのが現状です。

話の節々でちょっと話が出るので、我々も調査したところなんですけれども、過去の話として、約ですね、時に国保の…診療所会計がよかったときから、国保の本体のほうに約5,300万ほど使ってもらっていると。融資じゃないですね。貸した金じゃないみたいですけども、そういうふうな状況であったので、それを今の令和7年度末で見込みが、今の現状の割返しの基金が約3,000万、それと5,300万を大体割ると約8,000万ちょっとぐらいになるんですけども、1年間の中で、これこれ…またさらに見込みですけど、約1,600万ぐらい赤字になるのかな。この1日分削っても。それで割ると5年で一応基金は枯渇しちゃうというふうな状況になります。

ですので、今それをやらなければ、もう4年とかで、もう枯渇しちゃいますので、そうなってくると今のおっしゃられるように基金が云々というよりも、国保会計全体で診療所を賄うかどうかということと考えればですね、3億ちょっとあるからということで、1,600万で割ると約20年ぐらいもてるんじゃないかなというふうな話になってきますけども、先ほど課長が1個前の予算のところでお話しさせてもらったように、今、激変緩和というものがあって、その中で町の負担がなるべく少なめに済んでるというふうな状況もございます。これもあと5年ぐらいかな、ぐらいですね。激変緩和が終わった後に、町の負担が増えてくるということも見込んで…見込まれる。それは幾ら見込んでいるかというのは、まだちょっと計算上はできてないという話でありますけども、そういったことも考えつつですね、やっていった場合に、今度全体として国保の

保険料が上がっていくと。それで国保の被保険者が減っていくとなると、1人当たりの単価が上がっていくというような時代が、もう見えてきているということもあって、今回ですね、本当に苦渋の選択でもありましたけども、そのような状況でございます。ですので、井上議員がおっしゃられるように、これから国保診療所がですね、劇的に会計上の財政運営が変わっていくようになれば、もう毎日でも本当に開けたいし、土・日でも開けたいぐらいのこともありますけども、今は現状そういうことでもないのです、その中で限られ財源と限られた人件費の中で最大限の努力を先生たちと我々と一緒になってやっていくというふうなことには変わりございませんので、引き続き見守っていただくというか、御指導いただければと思います。以上です。

9 番 井 上 分かりました。やはり公的機関としてですね、寄診療所については欠かすことのできない、また今後ですね、そういった運営収入だけではなく、どうしてもまた老朽化するなりですね、様々な機器の更新等もですね、当然必要になってくるかなというふうに思います。その辺もまた国保会計と併せた国保診療所会計のですね、推移を検討していただきましてですね、国保診療所としての運営をお願いをしたいと思います。終わります。

議 長 そのほか質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

なしとのお声です。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。採決を行います。議案第20号令和7年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9「議案第21号令和7年度松田町介護保険事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町長 議案第21号令和7年度松田町介護保険事業特別会計予算。

令和7年度松田町介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億3,730万5,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（歳出予算の流用）第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月4日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願います。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは、議案第21号令和7年度介護保険事業特別会計予算について御説明いたします。

まず初めに、246ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為です。第10期介護保険事業計画策定に伴う委託料を令和7年度、8年度、2か年にかけて、限度額659万1,000円を設定させていただくものでございます。

続きまして、252ページ、253ページをお開きください。予算について御説明をいたします。歳入歳出事項別明細書により御説明をいたします。

まず初めに歳入でございます。款、保険料、項、介護保険料、目、第1号被保険者保険料では、65歳以上の第1号被保険者3,717人から月額保険料基準額5,200円、所得に応じた14段階の保険料率により御納付いただくものでございます。なお、年金18万未満の収入の方は、特別徴収ではなく、普通徴収により

納めていただくこととなります。

次に、款、国庫支出金、項、国庫負担金、目、介護給付費負担金、説明欄、介護給付費国庫負担金では、歳出の介護給付費のうち法定割合に応じた額を国庫分として計上しております。

項、国庫補助金、目、調整交付金、説明欄、現年度分調整交付金につきましては、調整率に応じた額を計上しております。

次に、目・節、介護予防等地域支援事業費交付金、説明欄、介護予防・日常生活支援総合事業地域支援交付金は、歳出における地域支援事業費のうち、介護予防・生活支援サービス事業費や一般介護予防事業などに係る国庫分を計上しております。

目、包括的支援等地域支援事業交付金、説明欄、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金は、歳出における地域支援事業費内の包括的支援事業及び任意事業等に係る国庫分をそれぞれ計上しております。

続きまして、目、保険者機能強化推進交付金は、説明欄、保険者機能強化推進交付金、高齢者の自立支援、重度化防止に関する取組に応じて交付されるものでございます。

次に、介護保険保険者努力支援交付金、説明欄、介護保険保険者努力支援交付金は、介護予防や健康づくりに資する取組の重点的な評価に対し、その評価に応じて交付されるものでございます。

次に、254、255ページをお願いいたします。款・項、支払基金交付金では、40歳から64歳までの2号被保険者保険料を保険給付費や地域支援事業費に要した経費に対し、説明欄の介護給付費交付金、地域支援事業支援交付金として収入するものでございます。

次に、款、県支出金でございます。こちらは国庫と同様に、各項目ごと法定割合により計上しております。

次に、款、繰入金、項、一般会計繰入金では、説明欄にあるとおり、介護給付費分、職員給与費、事務費、地域支援事業費に係る町負担分などを繰り入れるものでございます。

続きまして256、257ページをお願いいたします。項、基金繰入金では、現行の第9期介護保険事業計画に予定していたとおり、介護保険財政調整基金より2,000万円を取り崩し、予算計上しております。

款・項、繰越金、説明欄、前年度繰越金は、前年度の余剰金を見込んで計上しております。

続きまして、歳出になります。258、259ページを御覧ください。款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費では、説明欄、職員給与費では、職員2名分の人件費のほか、庁用車管理経費では高齢者宅への訪問に要する庁用車の維持管理経費などを計上しております。

中段より少し下の項、徴収費では介護保険料徴収に伴う経費を、項、介護認定審査会費、目、認定調査費等、説明欄、介護認定審査会では、すみません、260ページ、261ページを御覧ください。説明欄の上段、節12、要介護認定訪問調査委託料や会計年度任用職員給与費では、節1、要介護認定調査調査員等報酬費として4名分の人件費等を計上しております。

続きまして、目、認定審査会負担金です。説明欄、介護認定審査会では、南足柄市で一括して行う介護認定審査会の経費を計上しております。

この枠の中の下の項・目同じ、委員会費、説明欄、介護保険事業計画策定委員会等経費では、介護保険制度が開始してから3年ごとに計画を改定するのですが、次の第10期介護保険事業計画策定に向けたアンケート及び進行管理に関する経費を計上しております。

続きまして、款、保険給付費でございます。項・目、介護サービス等諸費では、説明欄、介護サービス費は、各種給付費として、第9期介護保険事業計画の介護サービスの実績をもとに積算し、計上しております。本年度は主に施設系のサービス給付費が増額しております。

続きまして、項・目、高額介護サービス費、説明欄、高額介護サービス費では、介護サービス費の月々の自己負担額が上限額を超えた場合に給付されるものでございます。

262、263ページをお開きください。中段より少し上の項・目、特定入所者介

護サービス費でございます。説明欄、特定入所者介護サービス費は、主に所得の低い方が施設サービス等を利用した際の食事や宿泊に係る費用の一部を保険にて給付されるものでございます。

項・目、介護医療合算介護サービス等費、説明等、介護医療合算介護サービス等費では、医療費と介護費の両方が高額になった世帯に自己負担額を超えた分を支給し、自己負担額の軽減を図るものでございます。

次に、264、265ページを御覧ください。款、地域支援事業費です。項、地域支援事業費、目、一般管理費では、説明欄、職員給与費では、地域包括支援センター職員3名分の人件費や、一般管理費では節13、地域包括支援センターシステム賃借料などの経費を、庁用車管理経費では訪問に必要な庁用車の維持管理に必要な経費を計上しております。

目、介護予防・生活支援サービス事業費、説明欄、サービス事業費では、訪問型サービスに係る町直営の事業として、身体介護や生活支援、保健師、作業療法士の訪問や口腔改善に係る事業を、次のページ266、267ページを御覧ください。説明欄の通所型サービス、こちらでは運動機能向上事業や機能訓練、社会福祉協議会の事業であるミニデイサービスへの事業補助金などを計上し、生活支援サービスでは食のアセスメント事業として、栄養改善を目的とした配食、見守り、安否確認を進めるための経費を計上しております。

目、一般介護予防事業費、説明欄、一般介護予防事業費では、普及啓発事業として火曜体操会、はつらつ運動教室を、地域介護予防活動支援事業として地域の茶の間等への出前講座、介護予防サポーター養成講座などに係る経費のほか、理学療法士を派遣する経費を計上しております。

目、包括的支援事業・任意事業、説明欄、包括的支援事業では、地域包括支援センターの運営経費や会計年度任用職員3名分の人件費のほか、権利擁護事業費では年々複雑化・多問題化している権利擁護の取組に必要な弁護士費用等を計上し、すみません、268、269ページを御覧ください。任意事業では介護サービス相談員の派遣事業や高齢者見守りサポート事業などの経費を、在宅医療・介護連携推進事業費では、足柄上1市5町共同で開設をしております在宅

医療・介護連携支援センター運営のための経費を、生活支援体制整備事業費では、社会福祉協議会と連携し、住民主体の支え合いの仕組みづくりに係る経費を、認知症総合支援事業費では認知症初期集中支援のほか、認知症サポーター養成や認知症カフェなどに係る経費を計上しております。

なお、270ページから273ページにわたり職員給与費の明細書、274ページには債務負担行為に関する調書を掲載しております。後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声です。討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第21号令和7年度松田町介護保険事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第10「議案第22号令和7年度松田町用地取得特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第22号令和7年度松田町用地取得特別会計予算。

令和7年度松田町用地取得特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,533万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月4日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、議案第22号令和7年度松田町用地取得特別会計予算について御説明します。

286ページ、287ページをお願いいたします。歳入でございます。款1、繰入金、項・目ともに一般会計繰入金です。説明欄、一般会計繰入金はですね、町屋地区住宅の用地取得に伴う借入金元利償還金分として、一般会計からの繰入金を見込んでおります。

款・項・目ともに繰越金、説明欄、前年度繰越金を計上しております。

次のページ、288ページ、289ページをお願いいたします。歳出になります。款1、項1、公債費、目1、元金は、説明欄、節22、長期債元金は、町屋地区用地の元金返済分です。

目2、利子、説明欄、節22、長期債利子はですね、町屋地区用地の元金の利子分となります。

款・項・目ともに予備費は、予備費を計上しております。

次の290ページに公債費の元利償還金の内訳を掲載しておりますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第22号令和7年度松田町用地取得特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第11「議案第23号令和7年度松田町後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第23号令和7年度松田町後期高齢者医療特別会計予算。

令和7年度松田町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,853万8,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月4日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 議案第23号令和7年度松田町後期高齢者医療特別会計予算について説明させていただきます。

75歳以上の方を対象とする後期高齢者医療制度は平成20年度から始まり、保険料の決定や医療の給付などは神奈川県後期高齢者医療広域連合にて行い、申請や相談などの窓口事務や保険料の徴収については町が行っております。令和7年1月末の被保険者数は2,160人で、高齢化により年々被保険者が増加しています。令和7年2月1日では、松田町の人口の約21%を占めております。後期高齢者医療関係では、この特別会計のほかに一般会計から後期高齢者医療広域連合へ支出する広域連合事務費負担金874万9,000円と、法で定められた市町村定率負担金1億3,994万7,000円を計上しております。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書にて説明させていただきます。302、303ページをお願いいたします。歳入でございます。款・項・目ともに後期高齢者医療保険料は、広域連合により決定されますが、保険料につきましては2年ごとに見直され、令和7年度は前年度と同じく均等割は4万5,900円、所得割は10.08%となっております。

なお、後期高齢者医療保険につきましては、本人負担を除いた医療に係る経費の約1割を被保険者の保険料で賄い、約5割を国・県・市町村負担金の公費

で、4割を国保を含めた他の医療保険からの支援金で賄われているものでございます。

款の2、使用料及び手数料は、督促状の発行手数料でございます。

款の3、繰入金、項・目ともに一般会計繰入金、節の1、保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険料軽減分を公費で補填するための制度でございます。一般会計で収入した県費の後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金と町負担分を合わせて繰り入れるものでございます。

節の2、事務費繰入金は歳出による一般管理費に、節の3、事業費繰入金は歳出の保険事業費の財源とするものです。

款・項・目ともに繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

款の5、諸収入は、延滞金、過料、雑入の予算の項目立てでございます。

304、305ページをお願いいたします。歳出でございます。款の1、総務費、項の1、総務管理費、目の1、一般管理費は、郵送料など一般的な事務に係る経費を計上しております。

款・項・目ともに後期高齢者医療広域連合納付金、説明欄、保険基盤安定負担金は一般会計からの繰入金と同額を、保険料納付金は町で徴収する保険料を広域連合に納付するものでございます。

款の3、諸支出金、項の1、償還金及び還付加算金は、過年度分の保険料過誤納還付金と還付加算金でございます。

款・項ともに保健事業費、目の1、保健普及費では、306、307ページをお願いいたします。節18、人間ドック補助金は、受診者に対する費用の補助を1人2万円、45件分を計上しております。新型コロナウイルスワクチン予防接種等補助金は、寄診療所で新型コロナウイルスワクチンとインフルエンザワクチンの予防接種を接種した場合の補助金の経費でございます。

目の2、保健事業費は、国民健康保険事業との同時実施とはなりますが、年齢到達により後期高齢者医療被保険者となられても継続して御利用いただけるように配慮いたしまして、糖尿病性腎症重症化予防事業に取り組みさせていただく費用でございます。

款の5の予備費につきましては、歳入歳出の差額分を計上しております。

なお、308ページ、309ページに給与費明細書を掲載しておりますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第23号令和7年度松田町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第12「議案第26号令和7年度松田町下水道事業会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第26号令和7年度松田町下水道事業会計予算。

(総則)第1条、令和7年度松田町下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続件数、4,039戸。

(2) 年間有収水量、94万9,100立米。

(3) 1日平均有収水量、2,600立米。

(4) 主要な建設改良事業、庶子1号マンホールポンプ1号ポンプ更新工事、484万円。

(収益的収入及び支出)第3条、収益指揮収入及び支出の予定額は、次のと

おりと定める。なお、営業運転資金に充てるため、松田町一般会計から長期借入金1,100万円を借り入れる。

収入、第1款下水道事業収益2億5,110万3,000円、第1項営業収益1億1,464万3,000円、第2項営業外収益1億3,645万9,000円、第3項特別収益1,000円。

支出、第2款下水道事業費用2億7,627万円、第1項営業費用2億5,745万3,000円。第2項営業外費用1,773万7,000円、第3項特別損失108万円。

(資本的収入及び支出)第4条資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,683万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものとする。)

収入、第3款資本的収入3,410万円、第1項企業債3,400万円、第2項負担金10万円。

支出、第4款資本的支出1億2,093万2,000円。第1項建設改良費2,285万円。第2項企業債償還金9,808万2,000円。

1ページおめくりください。(企業債)第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的、下水道事業。限度額、3,400万円。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)。償還の方法、政府その他金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上げ償還または低利に借り入れることができる。

(一時借入金)第6条、一時借入金の限度額は1,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費700万9,000円。

(他会計からの補助金) 第8条、下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助金を受ける金額は、6,741万6,000円である。

令和7年3月4日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは御説明いたします。406、407ページをお願いします。当初予算内訳書、収益的収入及び支出の収入です。款1、下水道事業収益、項1、営業収益、目1、下水道使用料につきましては、受益者負担の原則にのっとり、公共下水道に接続されている皆様よりお支払いいただいた下水道使用料を集計したものです。令和6年度の実績により、前年度対比144万2,000円の減としております。

項の2、営業外収益、目3、他会計負担金につきましては、国の示す地方公営企業繰出金基準により交付税措置される元利償還金の所定の額を一般会計から繰り入れるものでございます。

目4、他会計補助金及び目5、補助金につきましては、雨水による内水氾濫により浸水が想定される区域図の作成に係るものでございます。汚水は下水道で、雨水は一般会計で処理をすることが原則なのですが、この区域図は雨水に関するものでございますので、下水道事業会計で作成することになっておりますが、国庫補助金の2分の1と残りの半分は一般会計からの補助金として収入するものでございます。

目6、長期前受金戻入につきましては、国や県補助金等の当年度分減価償却の見合い分を収益化したもので、現金の動きはない収益でございます。

408、409ページをお願いします。支出です。公共下水道事業の維持に係る費用や日常的な業務委託でございます。款2、下水道事業費用、項1、営業費用、目1、管渠費につきましては、施設管理用に係る費用に係る委託料で、下水道流量計やマンホールポンプの保守点検や清掃に係るものでございます。このほか、本年度は内水浸水想定区域図を作成いたします。これは水防法の改定により想定最大規模、降雨時の雨水浸水想定区域を指定、公表するとともに、浸水想定区域を反映したハザードマップの作成が必要になったことによるものでご

ございます。

目の2、総係費につきましては、職員給料など一般事務関係の費用でございます。節16、委託料にある下水道使用料徴収委託料につきましては、下水道使用料金の使用料の入金消し込み処理などは、上水道事業の事務に含まれているため、徴収に係る費用について上水道事業会計へ支出するものでございます。

節28、負担金の公営企業会計システム負担金につきましては、公営企業会計システムをクラウド整備設備で使用するための負担金でございます。

410、411ページをお願いします。目3、流域下水道管理運営負担金につきましては、酒匂川流域下水道の維持管理に係る負担金でございます。

目4、減価償却費につきましては、実際の支出は伴いませんが、資本的支出のための留保資金となるものでございます。

項2、営業外費用、目1、支払利息につきましては、公共下水道の管渠布設などの事業に対する企業債利息126件分の償還金でございます。

目2、消費税及び地方消費税につきましては、水道使用料等の収入に含まれる消費税でございます。

412、413ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入です。ここからは4条予算の収支となります。款3、資本的収入、項・目ともに企業債につきましては、庶子1号マンホールポンプ更新工事、酒匂川流域下水道事業建設費負担金、世代間における維持管理に係る負担額を平準化させる資本費平準化債などに充てるものでございます。

414、415ページをお願いします。支出です。款4、資本的支出、項1、建設改良費、目1、管路建設改良費につきましては、汚水管渠清掃委託料などの資産維持や取得に係る費用でございます。節22、工事請負費につきましては、主に庶子1号マンホールポンプ1号ポンプ更新工事に係るものでございます。

目2、流域下水道建設費負担金につきましては、償却設備修理工事や沈殿池汚泥かき寄せ機修理工事が主な工事でございます。

項2、目1ともに企業債償還金につきましては、企業債元金107件分の償還金でございます。

なお、398ページから404ページにキャッシュ・フロー計算書、損益計算書、貸借対照表、注記を、416ページ以降に給与費明細書、投資的事業の概要、債務負担行為に関する調書、企業債明細書を添付しておりますので、後ほど御高覧いただければと存じます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 1点お伺いします。ページでですね、401ページでですね、これは令和6年度の当初予定の貸借対照表、他会計借入金1,000万円、次の403ページで令和7年度では、予定貸借対照表2,100万円というふうになっています。これらでですね、会計的に会計運営として厳しいということだと思いますが、これらの原因ですね、例えば流域下水道事業のほうのですね、負担金が大分高額になっている。そういったことなのか、それともやはり下水道のインフラ整備としてですね、やはり管路の更新等の費用を進めていかなければいけないと。そういった原因なのかどうかということ、まずお伺いをいたします。

環境上下水道課長 まず、この借入れ部分につきましては、動力費の高騰と、あと流域下水道のほうの建設費の負担金が上がってきていることが主な要因でございます。以上です。

9 番 井 上 大分ですね、動力費、光熱水費等は大分上昇してきているということですが、そうしますとですね、ここで令和6年度で借入金1,000万、7年度では2,100万円というふうに予定をされています。これらに対応してですね、今後令和7年度以降はですね、これらの動力費とか流域下水道のほうの建設負担金は増えると思いますが、これらに対応してですね、どういうふうに下水道事業会計としては考えていくのか。分かりましたらお願いをしたいと思います。

環境上下水道課長 すみません、先ほどの件、使用料の収入も減少してくるというのも一つの要因でございます。下水道使用料も減ってきているというのが一つの要因でございます。

今後につきましては、先ほどのですね、403ページの2,100万というのは、令和6年度に1,000万借り入れるのと、令和7年度に1,100万借り入れる、その2

つの累計になりますので、それが2,100万になります。

今後につきましては、金額的には6年度、7年度と同様に、このくらいの額は足りなくなるというふうには見込まれますので、借り入れることになると思いますが、それまでにですね、上水道、下水道と同じように見直し等を考えまして、それによって赤字を解消したり、借入れをなくすような方向に持っていかなければならないというふうに下水道事業会計も同じように考えております。以上です。

9 番 井 上 ありがとうございます。ちょっと1点ですね、下水道使用料の減収ということですね、そういう説明ですよ、今、つけ加えられた説明としては。それらは上水道もですね、大分上水道の使用量が減っているということで聞いていますけれども、やはり上水道の使用量が減少していくことに対応してですね、下水道も大分節水とか、機械のほうの節水等が対応されているというふうな話も聞きますので、その上水道の使用量が減少していくことに伴って使用料が減っていくのかということのちょっと確認だけね、させてください。

またあと今後の対応ということで、やはり料金改定を検討するというところで、という回答だったと思います。この検討につきましては、令和7年度からですね、実施されるのか、その2点をお伺いをいたします。

環境上下水道課長 使用量の減少は、人口の減少に伴いまして上水道が…上水道に関しても人口が減っているのと同じで、下水道も人口が減ればその分、同じように使用量も減るということで、同じでございます。

議 長 あと、いつからですね。

環境上下水道課長 審議会につきましては、まだいつからというのは決めてないんですが、できるだけ早めに上水道、簡易水道の水道の審議会と同時に進めたいと考えております。以上です。

9 番 井 上 今後の動きとしてはですね、審議会にかけることを検討するというところで、理解をしました。

人口の減少なんですけれども、前々からですね、ちょっと人口の減少は取りあえず止まって、1万人ちょっとの段階で推移をしているというふうに聞いて

いますけれども、下水道とかね、上水道に係る部分の人口はどうか、ちょっと私としては分からないんですけども、やはり人口が減少して、上水道・下水道の係る人口が減少しているということで理解してよろしいのでしょうか。

環境上下水道課長 はい、減少しているということでよろしい…でお願いします。

9 番 井 上 終わります。

議 長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第26号令和7年度松田町下水道事業会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 ここで暫時休憩いたしますので、休憩中に議員及び町長ほか補助説明者のみ議会全員協議会を開催いたします。大会議室にお集まりください。

暫時休憩します。16時10分から全協ということでお願いします。

(15時55分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(16時45分)

お諮りいたします。日程第13同意第1号は、人事案件ですので、町長の提案説明が終わりましたら質疑・討論を省略し、採決をさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。では、同意第1号は質疑・討論を省略し、採決をさせていただきます。

議 長 日程第13「同意第1号人権擁護委員の推薦について」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町長 同意第1号人権擁護委員の推薦について。

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求める。

記、住所、松田町寄2484番地4。

氏名、吉崎なつき。

生年月日、昭和41年9月1日。

令和7年3月13日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。令和7年6月30日をもって委員の任期が満了するため提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議長 町長の提案説明が終わりました。

質疑・討論を省略し、採決を行います。同意第1号人権擁護委員の推薦について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。（発言を求める声あり）

10番 南雲 動議を提出いたします。私の他5名の賛成議員がおりますので、発議第1号「氏姓の選択可能な婚姻制度」の法制化を求める意見書の提出について、これを日程に加え、議題とすることをお諮り願いたいと思います。

議長 発議書の提出をお願いいたします。

（発議書 提出）

ただいま南雲まさ子君より発議書1件が提出されました。所定の賛成者がおりますので、成立いたします。

お諮りいたします。提出された発議を日程に追加し、追加日程第1「発議第1号「氏姓の選択可能な婚姻制度」の法制化を求める意見書の提出について」を議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。発議第1号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。お手元の議事日程に追加をお願いします。

事務局より発議第1号を配付していただきます。

(発議書 配付)

議案審議の途中ではありますが、本日本日予定いたしました議事日程の審議が終了するまで時間延長をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」 の声多数)

異議なしと認めます。よって、本日本日予定しました議事日程の審議が終了するまで時間延長することと決定しました。

引き続き審議をお願いいたします。

議 長 追加日程第1「発議第1号「氏姓の選択可能な婚姻制度」の法制化を求める意見書の提出について」、提案者の説明をお願いいたします。

10番 南 雲 発議第1号「氏姓の選択可能な婚姻制度」の法制化を求める意見書の提出について。

令和7年3月13日提出、提出者 松田町議会議員 南雲まさ子。賛成者 松田町議会議員 北村和士、賛成者 松田町議会議員 武尾哲治、賛成者 松田町議会議員 吉田功、賛成者 松田町議会議員 秋田谷光彦、賛成者 松田町議会議員 寺嶋正。

提案理由。陳情第2号「氏姓の選択可能な婚姻制度」について法制化を求める意見書を、国に提出する事を要望する陳情が採択されたため。

2ページお願いいたします。「氏姓の選択可能な婚姻制度」の法制化を求める意見書。

平均初婚年齢が30歳前後に上昇しており、男女ともに従来 of 氏名で信用、実績、資産を築いてから婚姻を迎えることも多く、改姓時に必要な事務手続に手間と費用がかかるなど、企業や働く人の負担が大きく、経済界からもその影響を懸念し、法改正を求める声が上がっている。

政府は、旧姓の通称使用拡大を進めているが、海外渡航や資格認定、学術論文の記名などの公式な場面では、法的根拠のない旧姓の使用が認められないことが多くある。また、世界的に個人認証が厳格化する中で、2つの姓を使い分けることは、混乱や誤認リスクを引き起こし、個人の信用性に悪影響を与えか

ねない。実際、日本経済団体連合会も、結婚後に夫婦が同じ姓を名乗る義務が企業活動を阻害していると指摘し、選択的夫婦別姓制度の導入を求めている。

さらに、日本は世界で唯一夫婦同姓を義務づけている国であり、結婚後に改姓する人の約95%が女性という実態もあり、国連の女子差別撤廃委員会もこれまで4度にわたり、日本政府に対して女性が結婚前の姓を保持できる法整備を勧告している。

家族の形は多様化し、個人のアイデンティティを尊重する社会の中で、姓の選択の自由は尊厳と基本的人権の観点からも重要である。2021年には法務大臣が選択的夫婦別姓制度が導入されても戸籍の機能は維持されると述べていることから、法的な障害は薄れつつある。

こうした国内外の動向や多様性を認める社会の中での個人のアイデンティティの尊重のためにも、早急に氏姓の選択可能な婚姻制度を法制化するよう強く要望する。

ここに松田町議会は地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月13日、神奈川県松田町議会。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣殿。

議 長 提案説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 2点ですね、お伺いをいたします。まず1点目は、この意見書の中でですね、中段に、さらに日本は世界で唯一夫婦同姓を義務づけているというふうにあります。たしか韓国や中国もですね、義務づけている国に当たるというふうには私は理解しています。これって、ちょっと誤った表現というのは訂正をしたほうがいいのではないかなというふうに思います。

またですね、今、これはですね、氏姓の選択可能な婚姻というのは、全国的な話題としてなっていますけれども、まずその中でですね、解決をしないといけないのが、やはり子の姓をですね、どうするか。かなりですね、子供の姓というのを、子供の氏ですね、をどうするかという問題というのは、まず先にそこをですね、解決しなければいけないということで、この一番意見書の中で、一番下のこうしたところがありますけれども、早急に法制化をするよりも前に

ですね、やはり子供の将来的な選択方式によるのか、どうするのか、出産時に子供をですね、に選択ができない。そういった現状の中から、やはり子供の選択というものをどうするかというところをまず解決をしないとですね、早急な法制化というのは難しいのではないかというふうに私は考えますが、いかがでしょうか。

10番 南 雲 今まで私がいろいろこういう婚姻制度の法制化を求める…求めているものを見てきた中では、夫婦同姓を義務づけている国は日本だけというこの文言が盛り込まれていました。韓国というのは、ちょっと聞いていない状態なんですけれども。あと、姓をどうするかということは、やはりこの意見書を提出することで国のほうの審議が深まるという意味で、これを出させていただくので、姓をどうするかというのを松田町議会で決めるのではなくて、この法制化を要望することによって、姓も含めていろんなことが審議が進むことを目的として、法制化を求める意見書を出すことが適切だと判断しました。

9番 井 上 私はですね、今の質問の中で、松田町議会で決めろとは一言も言っていません。そういうつもりではなくて、そういった国民的な子供ですね、姓に関してどういうふうにすることがやはりその子供の将来ですね、子供の一生に関わることをですね、まず最初にそこを十分な国民の議論をすることが必要だというふうに思いますので、この意見書のようにね、早急に選択可能な法制…婚姻制度を法制化するのを求めちゃいけない。やはりその子供の姓の議論をもっと深めていかなければいけないというふうに思うことに対して、どうでしょうかというふうにお伺いをしました。

10番 南 雲 このことに関しては、総務文教常任委員会ですごくもんだことでありまして、(私語あり) 関係ない。それでは、そうですね、姓をどうするかということは、この意見書を出すことによって、その議論も進むということで、ぜひ出させていただきたいと思います。以上です。

9番 井 上 終わります。

8番 田 代 今、9番議員がお考えをお話しされましたけど、私はもっと具体的にお伺いいたします。基本的には氏姓の選択可能な婚姻制度、これ、全般的にはいいと

思います。時代の流れで、私はこれを駄目だということは申しません。ただ、今回最大の懸念事項、これは子供の問題です。夫婦に2人の子供がいた場合に、子供の氏姓はどうなるんだということです。いいですか、仮に同じ家に住む家族が、4人家族がいたとします。1人の子供は父の氏姓、もう一方の子供は母の氏姓を名乗った場合に、玄関の表札が2つになるのではないかと思います。この場合、学校でのことや地域社会、そのときの子供たちの人権が守られるんでしょうかということをお尋ねしたいんですよ。いじめや差別など、子供たちにとって好ましくない影響、これを私は心配してます。だから、前回の採択のときにも、私はそれがあつたから、まだこの問題がしっかりするまでは議論をするべきだということで、私は反対しました。

これについて、提案者ばかりお話ししても、何かいじめのように聞かれると嫌なので、賛同された皆さん、この考えについてどういうふうに皆さん答えますか。それを聞きたい。

議 長 いかがでしょうか。

5 番 秋 田 谷 私は、相当前からね、国でお話を、話が出ていることで、私は前からこれは賛成な立場で、いつも考えております。私も確かにいろんな人の話をすると、出てくる話、田代議員からも出ましたけども、子供の姓をどうするのかということですけども、私もちょっと複雑な家庭で育ちましたので、家族の中で、兄弟の中で名字が違う立場で育ってきた者として申し上げますと、私どもは決して姓が違うということで兄弟がどうのこうのということだと思っただけで、その当時でも人に後ろ指というか、指を差されるようなことはなかったように私は思っております。こういう多様化のこの時代にね、女性活躍する時代に入っていますので、これは自由にね、姓を選択すべきじゃないかなと、私はそう思って私は賛成させていただきました。以上です。

8 番 田 代 秋田谷さん、丁寧な御回答ありがとうございます。ほかの賛成者の皆さん、いかがでしょうか。私の質問に対して。よろしくお願いします。

12番 寺 嶋 私はこの趣旨は賛同するんですけども、家族ね、親と子供、家庭でこの姓、大人の姓、子供の姓についてもね、よく相談して決めるということが前提にな

と思うんですよ。だから、親と子でも名前が違うとか、子供がね、2人いたら、それぞれ相談すれば、子供の姓がね、違う結果もあり得ると思うので、そこはね、どうするのよじゃなくて、その法制化、そのほうは家族の中で十分に話し合っただけで決めるようになるんじゃないかと、なるようにね、すると思いますので、私はだから何とも言えませんが、そういうふうで決めるんじゃないかと思っています。以上です。

8 番 田 代 寺嶋議員に質問いたします。子供のときに相談する。ある程度の判断は、私たちが言えば小学校高学年、中学生、高校生ぐらいになれば相談にいろいろできると思います。しかしながら、生まれたばかりの子供、幼児、幼稚園、保育園、小学校1、2年にそういったことを相談できるんですかね。私はできないと思います。それを親のね、考えていった場合にどうなのか。その辺も含めて、まだまだ議論しなきゃ駄目とは言いません。もう少し議論する時間が必要だというふうに考えています。よろしくお願ひします。その答えの中に。お願ひします。

1 2 番 寺 嶋 確かにね、子供さんが判断できないという人もあるかもしれませんし、年齢的なもの。あるかもしれませんが、そこは親御さんもいる中で、生まれた家庭のその時々の中で判断できないといっても、やっぱり親がね、そこは十分に2人で話し合っただけで決めるというふうになると思いますので、その判断できない人をどうするのかなという議論は、それはね、ちょっとそこまでの飛躍した考えはね、ちょっと私、ちょっとそこまでは回答できませんので。以上です。

8 番 田 代 今、議論が飛躍した考えと言われましたけど、これから現実的にそういう問題が私は起こると思っています。時間の関係もありますので、ほかにも皆さん全員に聞きたいんですけども、これで私の質問は終わりにします。

議 長 ほかに質疑ございますか。

1 1 番 飯 田 私、氏姓の選択可能な婚姻制度について、もっと論議を深めるべきだというふうなことで、この早急なですね、意見書の提出には反対です。というのはね、今、子供の話がさんざん出てます。それで、今、じゃあ例えばこの氏姓の選択

可能な婚姻制度に賛成してる政党、例えば立憲民主なんかはですね、じゃあその子供が生まれて、じゃあどっちの親の姓を受け継ぐかというふうなことになるときにね、立憲民主はですね、こういうことを言ってるんですね。それは、もし話が見つからない場合には、裁判所に任せようと。まだこんなレベルなんですよ。そんなレベルのものをですね、意見書として出すのは、まだ早急じゃないかと思うんですね。もっとその辺がはっきり、例えば立憲民主でも何でもね、そういう場合にはこういうふうなちゃんとしたやり方がありますよとかならないんだけど、もう逃げちゃってるわけですよ。裁判所だって困っちゃうでしょう。どっち…投げかけられても。それが今の段階のレベルなんですね。

議 長 すみません、質疑の形でお願いします。討論は別の時間をとりますので。

11番 飯 田 それで、氏姓の選択可能な婚姻制度なので、結婚して自分の好きな名字を選ぶのか、あるいは奥さんの名字を選ぶのか、それは2つに1つですよ。選ぶ方法というのは。ところが、もう一つ、旧姓の通称使用の拡大というのは、3つアンケートが出ると、これが一番多いんですね。そういうことに対してどういうふうにお思いでしょうか。

10番 南 雲 旧姓使用することによって弊害を持っている方がたくさんいらっしゃるという現状があるので、そのことも…そうなんですよ。(私語あり)だから…。

議 長 手を挙げて言ってください。

10番 南 雲 ですから、それを進めるように、もう本当にこれ、子供の姓の問題にしても、いろんな意見があって、生まれたときに決めてしまうとか、いろんな意見が出ていて、本当にだからこの法制化することによってそういった議論が進むということ、やっぱり識者の方もそうっておっしゃっていて、本当に進めるためには、やはり意見書をどンドンね、提出することが私は適切だと考えました。以上です。

議 長 ほかに質疑ございますか。1番、提出側なので質疑はできません。(私語あり)ほかに質疑ございますか。

質疑がないようでしたら、討論に入ってよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

討論どなたかございますか。まず反対から。

8 番 田 代 私は、発議第1号「氏姓の選択可能な婚姻制度」の法制化を求める意見書の提出について、反対の立場から討論を行います。

この氏姓の選択可能な婚姻制度について、先ほども質疑で皆様に尋ねましたけれども、最大の懸念事項は子供の問題です。夫婦に2人の子供がいた場合に、子供の姓はどうなるのでしょうか。仮に同じ家に住む家族が、1人の子供は父の氏姓、もう一方の子供は母の氏姓を名乗った場合に、学校や地域社会での子供たちの人権が守られるのでしょうか。いじめや差別など、子供たちにとって好ましくない影響を私は一番心配しております。氏姓の選択可能な婚姻制度については、夫婦の氏姓や婚姻の届出など、民法や関連する法令の改正の問題、そして何より子供たちが社会で健やかに暮らしていくための様々な影響を踏まえ、この制度改正は慎重に、よろしいですか、慎重に対応すべきです。

このようなことから、県内では横浜県議会をはじめ横浜市議会、鎌倉市議会、大和市議会、座間市議会は国会での早急な議論、深く慎重に議論をするための意見書を内閣総務大臣、法務大臣、両院の議長に提出しております。よって、法制化を求める拙速な意見書を提出する前に、様々な議論を行ってほしい。特に子供の問題について、皆様が納得いくまで行ってほしい。そして、そのことが皆様が、国民の方が理解できるような方向になったときに国に求めるという考えから、今回の法制化を求める意見書の提出については断固反対します。議員の皆様におかれましては、私の反対討論の趣旨を十分に御理解いただき、御賛同くださるようお願いいたします。終わります。

議 長 次に賛成の立場の討論がございましたらお願いします。

1 番 北 村 発議第1号「氏姓の選択可能な婚姻制度」の法制化を求める意見書の提出について、賛成の立場から討論を行います。

その前に、選択的氏姓ですので、同姓と別姓で分かれているわけではなくて、選択的というところをちょっと大事に、要点として、それで困っている人の救済策というところで提案させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

選択的夫婦別姓制度を取り巻く状況については、意見書のとおりですが、もう既にアスリートや学者など一部の専門職だけの問題ではございません。インターネットの普及により、日本国内にいながら世界から仕事を受ける人々が増え、もう既に身近な問題です。松田町ではグローバルな人材育成に力を入れています。ALT、外国語指導助手を5人体制で配置し、令和7年度からは中学生のオンライン英会話授業を導入するなど、英語環境を充実させ、若者が世界へはばたく機会を増やす取組を進めています。

しかし、日本の婚姻制度がグローバルなキャリア形成の障害となるようでは、本末転倒ではないでしょうか。私たちは若者が世界で活躍できる未来を守るためにも、選択的夫婦別姓制度の法制化を求めるべきです。

政府は、旧姓の通称使用を拡大する方針を示していますが、それでは根本的な解決にはなりません。通称使用ではパスポートや海外契約、学术论文の発表、国際資格認定において不便が生じ、身分証明の一貫性がとれなくなる問題があります。グローバル市場では、個人の名前がブランドの一部となることも多く、婚姻による改姓で信用が低下する可能性がございます。海外の取引先が正式な身分証明書と異なる名前を見た場合、本人確認の手続が煩雑になり、契約の成立やビジネスチャンスを失うリスクもあります。時代が変わる中、日本の制度が変わらなければ、未来への若者の可能性を奪ってしまうことになりかねません。

また、松田町にとっても、世界とつながることは町の活力につながります。町の人口減少が進む中、世界で活躍しながらも松田町と関わり続けることで、新たなビジネスチャンスや地域経済の活性化が期待できます。例えば海外で得た知識や人脈を生かして、松田町にビジネスを持ち込み、地元経済に貢献することもできます。世界での経験が松田町の未来を切り開く力になります。そのための扉を開くための英語力向上施策じゃないのでしょうか。想像してみてください。皆さんにお孫さんがいるとします。かわいい孫娘さん。今の日本だと、男性の所得を100とすると女性の所得は75しかありません。さらに日本の男女格差は、世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数で146か国中118位とい

う低い順位にとどまっています。じゃあ、もしその孫娘さんが、この国では自分の力を十分に発揮できないと感じたらどうでしょうか。自分を輝かせるために、一念発起して世界へ飛び出し、努力の末に成功をつかんだとします。苦勞を乗り越え、ようやく仕事も落ち着き、生まれ故郷の日本に帰ろうと決意する。しかし日本に戻り、結婚すると名字が変わる可能性が高くなり、これまで積み上げてきた実績が見えにくくなってしまいます。世界で闘い抜き、必死に築いたキャリアが日本の制度や慣習によって消えてしまうかもしれない。海外で働くというのは、想像を絶する苦勞が伴います。苦痛が伴います。それでも耐えて頑張ってきたのに、日本に帰ることでその努力がゼロになってしまう。それは悲劇以外の何ものでもございません。

本意見書の提出は、日本社会の価値観の変革を促す重要な一歩です。松田町で育つ若者が世界で活躍し、それが町の活力にもつながる未来を実現するために、今こそ法改正を求める声を強く上げるできます。確かに今まで新しい制度として氏姓別姓、氏姓同姓、変わることによっていろいろな弊害もおきるとは思います。ただ、今回については選択的のものであり、今困っている人を守る、救済の策として、私はここで求めるべき法改正を求めるべき声を強く上げるべきと思います。

以上、賛成を強くお願いし、討論を終わります。以上です。

議 長 ほかに討論ございますか。

ほかにないようですので、討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。発議議1号「氏姓の選択可能な婚姻制度」の法制化を求める意見書の提出について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第14「報告第1号専決処分の報告について（松田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例）」を議題とい

たします。

担当課長の報告をお願いします。

参事兼総務課長

それでは、報告第1号専決処分分の報告について、町長の専決処分事項に関する条例第1条第4号の規定により、松田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例を専決処分しましたので、報告いたします。

1枚おめくりください。専決処分書でございます。専決処分の理由でございます。令和7年4月1日に情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、本定例会において報告するものでございます。

恐れ入ります。改正内容につきましては、法律改正に伴いまして引用条項を整備するものでございます。なお、対象となる関係条例の違いから、第1条から第3条の条立てとなっております。

それでは、専決処分書を3枚おめくりいただき、4枚目の参考資料をお願いいたします。松田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定の個人情報の提供に関する条例第1条関係でございます。新旧対照表でございます。左側の改正案のほうを御覧ください。第2条の第2号でございます。第2号では、現行の法第2条第8項を第2条第9項に改めるものでございます。以下、第3号、第4号も同様に項ずれを整備するものでございます。

恐れ入ります。次ページお願いいたします。よろしいですか。2番目です。第2条関係でございます。松田町の議会の個人情報の保護に関する条例でございます。こちらのほうにつきましても同様に、第2条第10項及び現行の第12条の第5項の表中、3ページの下になりますが、下から2段目ですね、第39条第1項第1号において、現行の法につきまして第2条第9号を第2条第10号に項ずれを整理するものでございます。

恐れ入ります。次ページをお願いいたします。松田町税条例第3条関係でございます。こちらのほうにつきましても、第15条同様でございます。第3項の第2条第15号を第2条第16項に改めるものでございます。

最後に、3ページへ戻っていただきまして、専決処分書の本文を御覧ください。附則でございます。この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告を終わりにします。

議 長 日程第15「報告第2号専決処分の報告について」を議題とします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

参事兼総務課長 それでは、報告第2号専決処分の報告について、町長の専決処分事項に関する条例第1条第4号の規定により、松田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、報告するものでございます。

1枚おめくりください。専決処分書でございます。専決処分の理由でございます。令和7年4月1日に育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、専決処分を行いましたので、本定例会において報告するものでございます。

改正内容につきましては、引用条項を整理したものでございます。恐れ入ります。専決処分書の3枚目をおめくりいただき、4枚目の参考資料を御覧ください。新旧対照表でございます。左側の改正案をお願いいたします。第20条の第3項でございます。こちらのほうが現行の第61条第32号において、読み替えて準用する同条第29項を第61条の2第20項に条項ずれを整理したものでござい

ます。

恐れ入りますが、1ページお戻りください。専決処分書の附則でございます。
この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。

議 長 日程第16「各種委員会委員等の諸般報告」を議題といたします。

足柄上郡町村議会議長会広聴研修会報告を、出席議員の秋田谷光彦君より報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。以上で足柄上郡町村議会議長会広聴研修会報告は終わります。

町村議会議長・副議長・事務局長合同研修会報告を、出席議員の南雲まさ子君より報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑を打ち切ります。これで町村議会議長・副議長・事務局長合同研修会報告を終わります。

足柄上郡議会議員研修会報告を、出席議員の南雲まさ子君より報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。以上で足柄上郡議会議員研修会報告を終わります。

議 長 日程第17「委員会の閉会中の継続審査申出書」を議題とします。

申出書は、総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長、議会広報広聴常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、所管事務について、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり提出されております。

最初に、総務文教常任委員会委員長からの申出についてお諮りいたします。委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出どおり閉会中の継続審査とすることに決定します。

次に、産業厚生常任委員会委員長からの申出書についてお諮りします。委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議会広報広聴常任委員会委員長からの申出書についてお諮りします。委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、議会運営委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議

長 以上で本定例会に付議されました案件の全ての審議が終了いたしました。これをもって本定例会は閉会といたします。10日間にわたり慎重なる御審議ありがとうございました。 (17時30分)